

令和3年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

1 鳥獣保護区等の指定計画一覧

第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月1日から令和4年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称	所在地	区分 ※	面積 (ha)	指定期間	備考
大峰	池田町	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・イノシシを除く)	245	R3.11.1～R8.10.31	新規指定

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

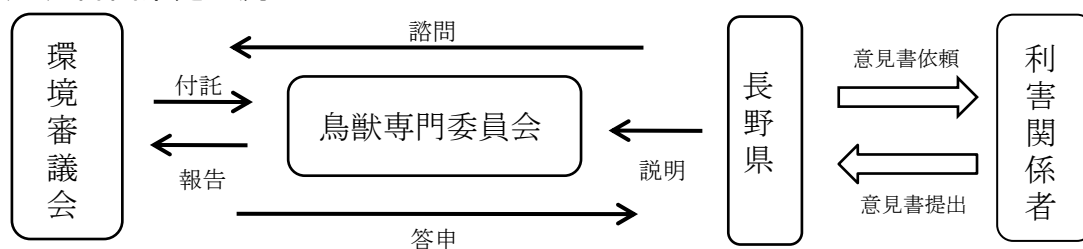
2 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定の趣旨

農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その鳥獣だけを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に変更することができる。

ニホンジカやイノシシの被害が深刻な大峰鳥獣保護区（令和3年10月31日指定期間満了）について、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）としての新規指定（5年間）

3 スケジュール等

(1) 計画策定の流れ



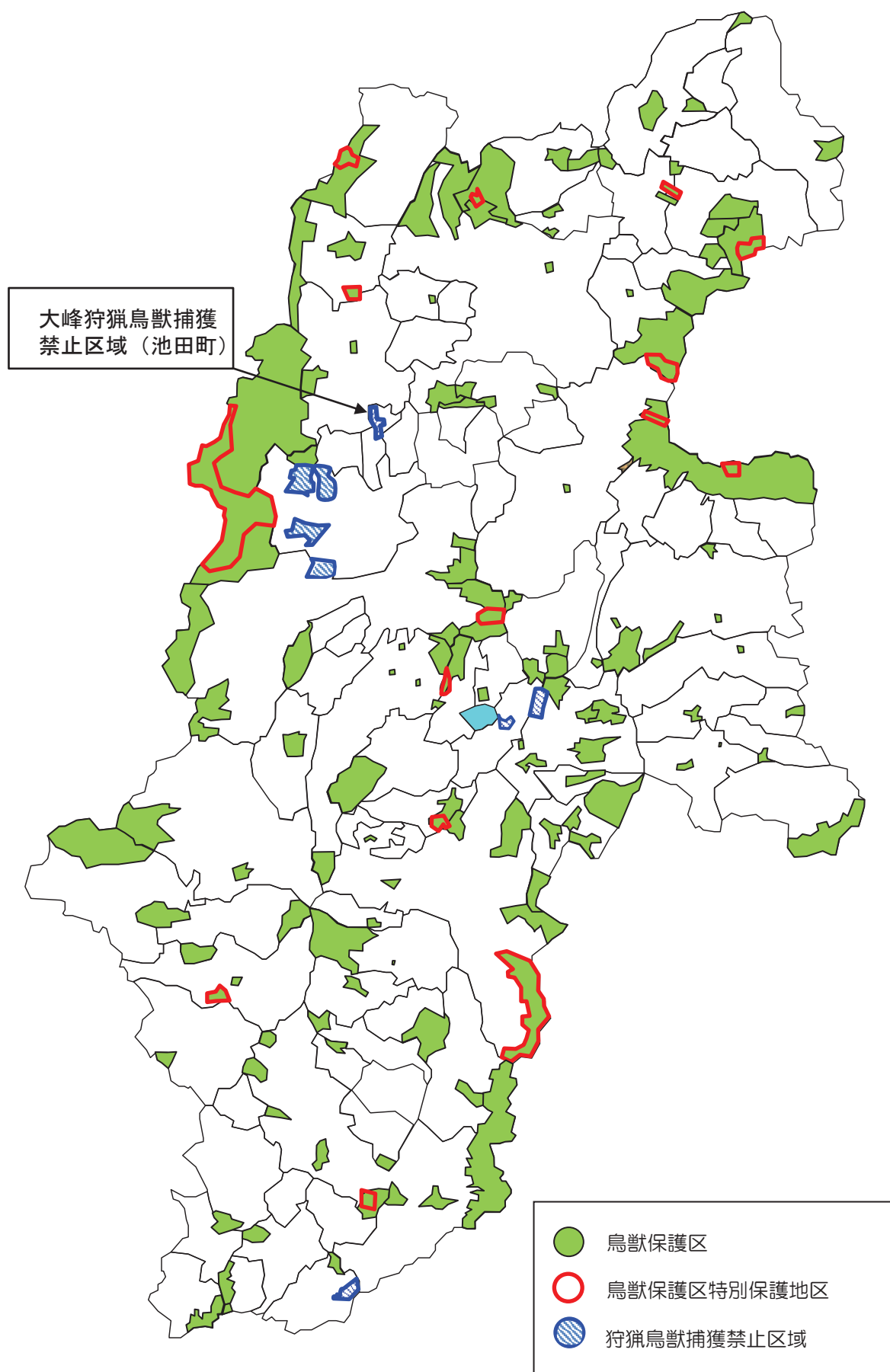
(2) 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会			● 諮問			● 答申		
鳥獣専門委員会※					● 現地検討			
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和3年度鳥獣保護区等指定計画位置図



大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書

1 名称 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区域

北安曇郡池田町大字会染 773－1 番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を北進し、三角点（1,015.6 メートル）を経て、同市町界と大町市八坂（旧八坂村）の町村界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と町道 210 号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 245 ヘクタール）

3 存続期間

令和 3 年（2021 年）11 月 1 日から令和 8 年（2026 年）10 月 31 日まで
（5 年間）

4 指定目的

当該区域は、池田町にある大峰高原に位置し、アカマツやカラマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹が混交する地域である。

一方、近年はニホンジカやイノシシの生息数が増加しており、近接農地ではこれら野生動物による農作物被害が発生している。

このため当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とする一方、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

池田町役場等の関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期間以外においては有害鳥獣捕獲等により効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 245ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 205ha

農耕地 1ha

水 面 ha <干潟 ha>

その他 39ha

イ 所有者別内訳

国有地	ha						
{ 国有林	{	林野庁所管	ha	制限林	ha	{ 保安林 (〇〇保安林) 砂防指定地	ha
		文部科学省所管	ha	普通林	ha		
		(以下所管省庁別に記載)					
		国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)					
地方公共団体有地	ha			{	都道府県有地	ha	
					市町村有地等	ha	
私有地等	245ha						
公有水面	ha						

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区 自然環境保全地域普通地区	ha ha
自然公園法による地域	ha	特別保護地区 特別地域 普通地域	ha ha ha
文化財保護法による地域	ha		

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、池田町北東部の標高 850m から 1,020m の区域に位置する。

イ 地形、地質等

地形的には東向きの斜面が多く、地質的には主に新生代第三紀層の泥岩、砂岩、礫岩、凝灰岩及び石英安山岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

アカマツ、カラマツ等の針葉樹とコナラ等広葉樹を主体とする林相を呈している。

エ 動物相の概要

里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣

ア 鳥類

フクロウ、キジ、キジバト、トビ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、キセキレイ、カワラヒワ

イ 獣類

ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ハクビシン

(3) 主な農林業被害の状況

大峰周辺の農地では、主にニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる食害や踏み荒らしによる被害が発生している。

当該区域が位置する池田町における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

平成29年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	250	1	28	2
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	292	1	16	17
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	215	1	0	
ハクビシン	果樹、野菜類	82	1	5	0
鳥類	稲、果樹	302	3	29	94

※被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

平成30年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	266	1	24	12
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	288	1	25	11
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	245	1	0	
ハクビシン	果樹、野菜類	75	1	6	1
鳥類	稲、果樹	295	3	30	20

※被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

平成31年度(令和元年度)

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	244	1	29	14
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	270	1	21	15
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	266	1	2	
ハクビシン	果樹、野菜類	39	1	4	0
鳥類	稲、果樹	269	3	12	14

※被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

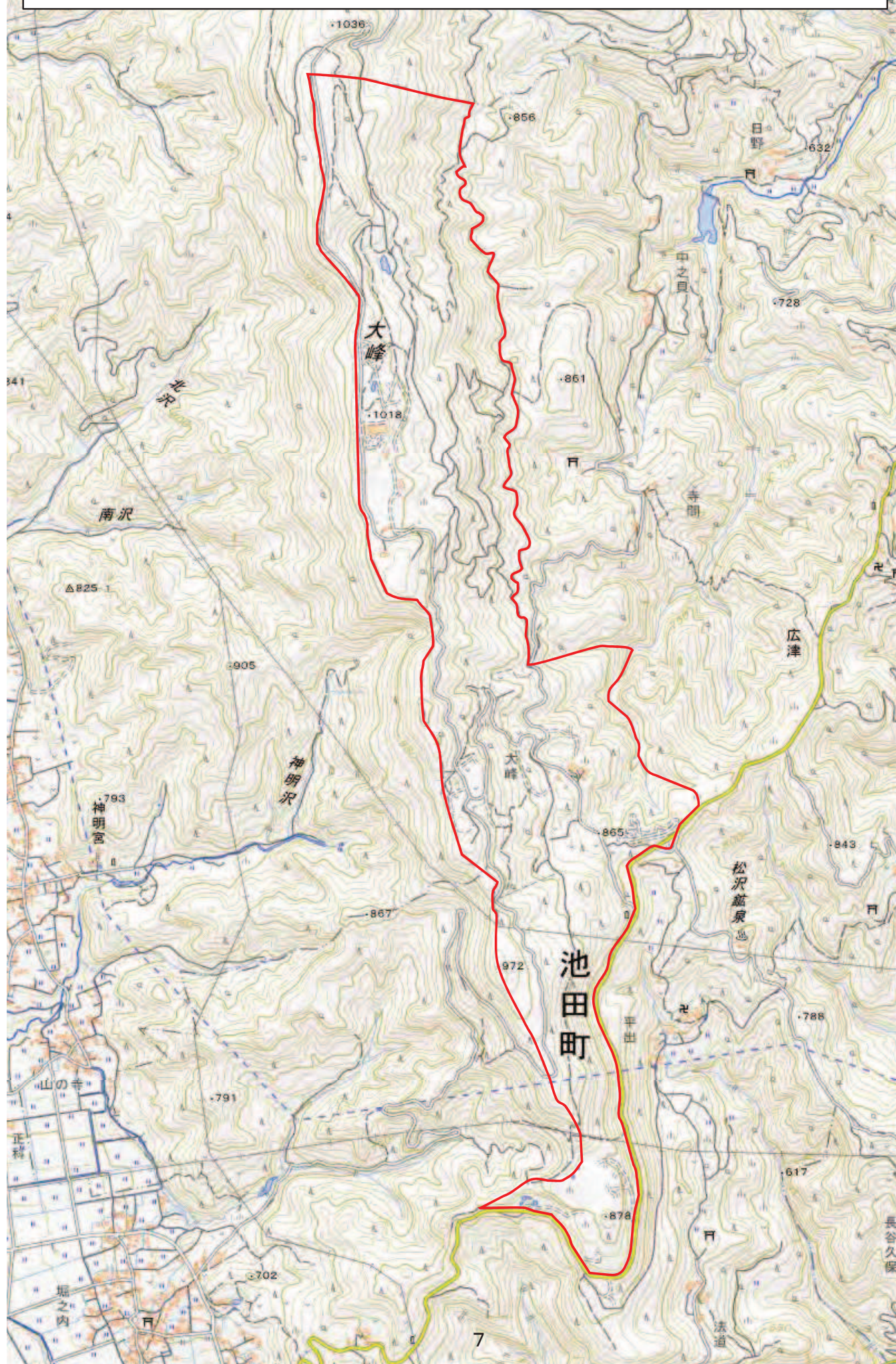
8 指定及び維持管理に関する事項

案内板 2 基
木 標 本
制 札 10 枚
補助板 10 枚

〈添付書類〉

- 1 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域図



大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域説明図



- ① 北安曇郡池田町大字会染773-1番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、
- ② 同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、
- ③ 同点から同市町界を北進し、三角点(1,015.6メートル)を経て、同市町界と大町市八坂(旧八坂村)の町村界との接点に至り、
- ④ 同点から同市町界を東進し、同市町界と町道210号線との交点に至り、
- ⑤ 同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、
- ⑥ 同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、
- ⑦ 同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、
- ⑧ 同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域設定利害関係者名簿

所 属	職 名	氏 名	住 所	指定の賛否、意見
池田町	町長	甕 聖章	北安曇郡池田町大字池田3203-6	賛成
大北森林組合	組合長	西澤 清	大町市大字平10788-1	賛成
JA大北	組合長	山田 高司	大町市大町字光明寺3091-1	賛成
大北地区猟友会 池田町支部	支部長	田中 房明	北安曇郡池田町大字会染10416	賛成
大峰袖沢植林組合	組合長	矢口 嘉利	北安曇郡池田町大字会染264	賛成
池田町堀ノ内自治会	自治会長	渋田見 栄二	北安曇郡池田町大字池田1077-1	賛成
池田町平出自治会	自治会長	堀田 博明	北安曇郡池田町大字広津515	賛成
池田町中島自治会	自治会長	牛越 邦夫	北安曇郡池田町大字会染1366-1	賛成
池田町観光協会	協会長	矢崎 昭和	北安曇郡池田町大字池田2-4356	賛成
計			8名	